

岡谷市再犯防止推進計画

2021年度～2026年度

長野県岡谷市



Uni-Voice

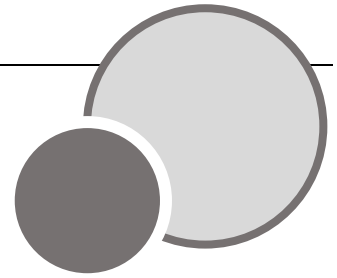
目 次

| | |
|------------------------------|----|
| 第1章 計画の基本的な考え方 | 81 |
| 1. 計画策定の背景 | 81 |
| 2. 計画の位置づけ | 81 |
| 3. 計画の期間 | 81 |
| 第2章 地域における現状と取り組み方針 | 82 |
| 1. 各種統計 | 82 |
| 2. 取り組み方針 | 86 |
| 第3章 推進する施策 | 88 |
| 1. 犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進 | 88 |
| 2. 生活を支える基盤としての就労・住居の確保 | 89 |
| 3. 暮らしの安心を支える保健・医療・福祉サービスの充実 | 90 |
| 4. 学校・家庭・地域が連携した非行防止の取り組みの推進 | 91 |
| 5. 民間協力者の更生保護活動と、広報・啓発活動の推進 | 92 |
| 第4章 計画の推進 | 93 |
| 1. 庁内推進体制の整備 | 93 |
| 2. 関係機関・団体等との協働による推進 | 93 |
| 3. 計画の点検・評価 | 93 |
| 資料編 ～ 岡谷市における更生保護活動 ～ | 94 |

《音声コード Uni-Voice》

記録された情報を専用の装置で読み取れる二次元コードです。

「視覚障がい者用活字文書読上げ装置」のほか、「Uni-Voice」のアプリ（無料）をインストールしたスマートフォン等で読み上げができます。



1. 計画策定の背景

犯罪をめぐる社会情勢は、刑法犯の検挙人数そのものが全国的に年々減少してきている一方で、検挙者に占める再犯者の割合（以下「再犯者率」という。）は増加傾向にあります。このことから、犯罪を減らすために、再犯の防止が重要な取り組みとして認識されるようになりました。

犯罪や非行をした人の中には、さまざまな生きづらさや社会復帰を妨げる課題を抱えている例が見受けられます。再び犯罪に手を染めることを防ぐため、地域社会で孤立することなく、必要な支援が得られる環境を整えることが必要です。

このような背景を踏まえ、平成28（2016）年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）」が施行され、平成29（2017）年12月には国としての再犯防止推進計画が閣議決定されました。これにともない、市町村においても地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとなりました。

再犯防止のためには、刑事司法関係機関による取り組みだけでなく、国、地方公共団体、民間協力者等が緊密に連携や協力を図り、保健、医療、福祉などの各種サービスを組み合わせ、息の長い支援を実施することが求められます。

このため、本市では、住み慣れた地域でだれもが互いを尊重し、支えあう共生社会の実現を推進し、安全で安心した生活を送ることができるよう、「岡谷市再犯防止推進計画」を新たに策定するものです。

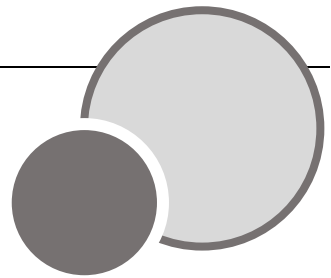
2. 計画の位置づけ

本計画は、安全で安心な地域社会づくりをめざす本市のさまざまな取り組みを、再犯防止推進の観点からまとめたもので、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として位置づけます。

策定にあたっては、福祉分野の上位計画となる「第4次岡谷市地域福祉計画」と一体的に策定し、取り組みを推進します。

3. 計画の期間

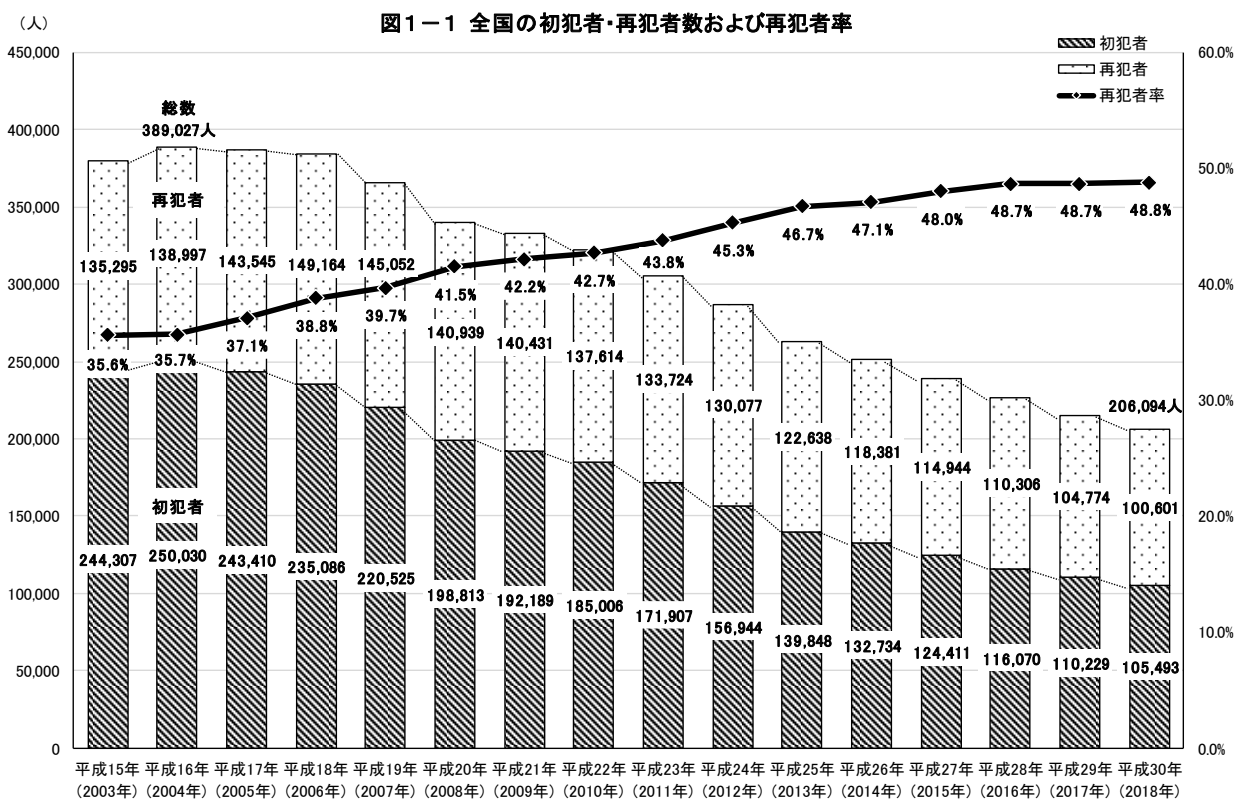
本計画の計画期間は、「第4次岡谷市地域福祉計画」とあわせ、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6か年とします。



1. 各種統計

(1) 再犯者率

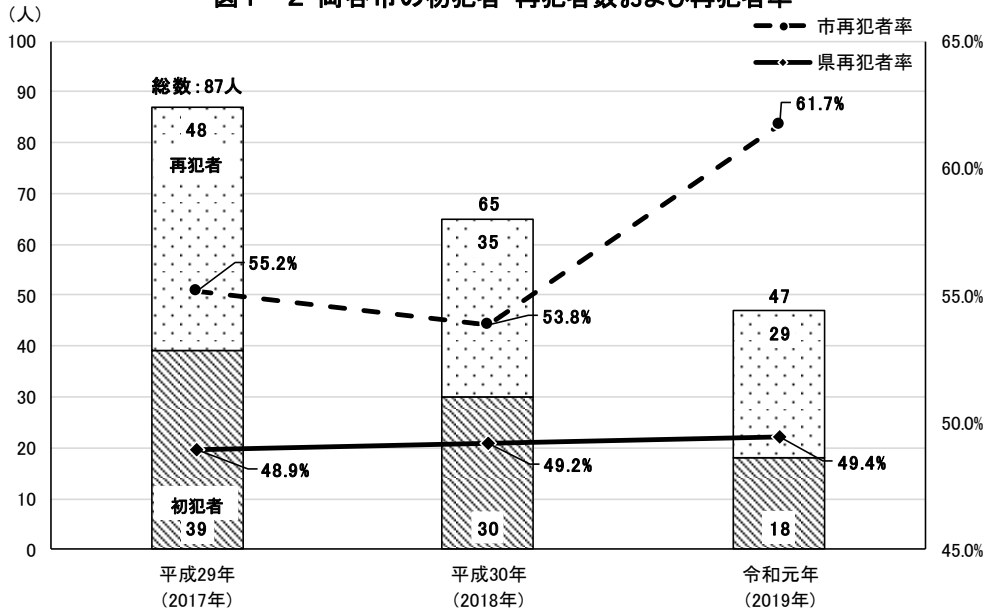
全国において、刑法犯として検挙された人員数（初犯者および再犯者数）は減少しており、そのうち再犯者数も減少しつつあるものの、全体に占める再犯者の割合は上昇し続け、平成30（2018）年には統計を始めて以降、最も高い48.8%となっています。



資料：法務省 令和元年版 再犯防止推進白書

また、本市における検挙人員数は、減少傾向にあります。再犯者率は、令和元（2019）年では前年より増加しており、平成29（2017）年からの3か年とも、全国や長野県の割合よりも高くなっています。

図1-2 岡谷市の初犯者・再犯者数および再犯者率

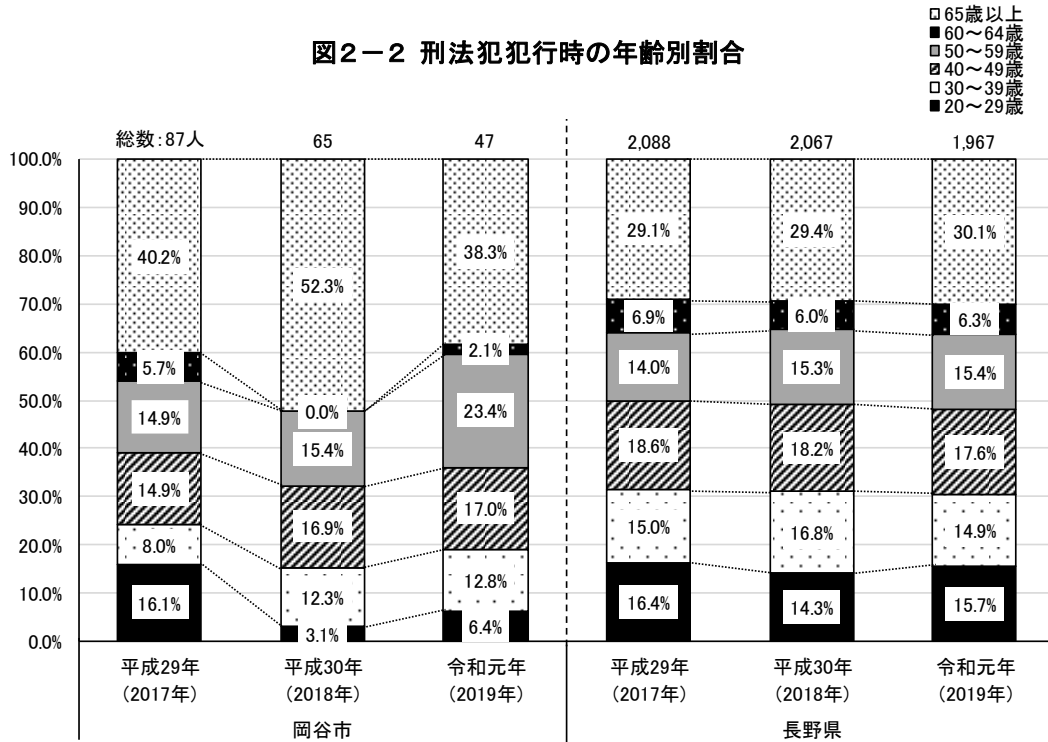


資料:法務省矯正局提供データを基に岡谷市作成

(2) 刑法犯の状況

本市における検挙人員数を刑法犯罪別の割合で見ると、窃盗犯が最も多く、次いで粗暴犯（暴行、傷害、脅迫、恐喝など）、知能犯（詐欺など）の順となっています。なお、長野県においても同様の傾向がみられます。

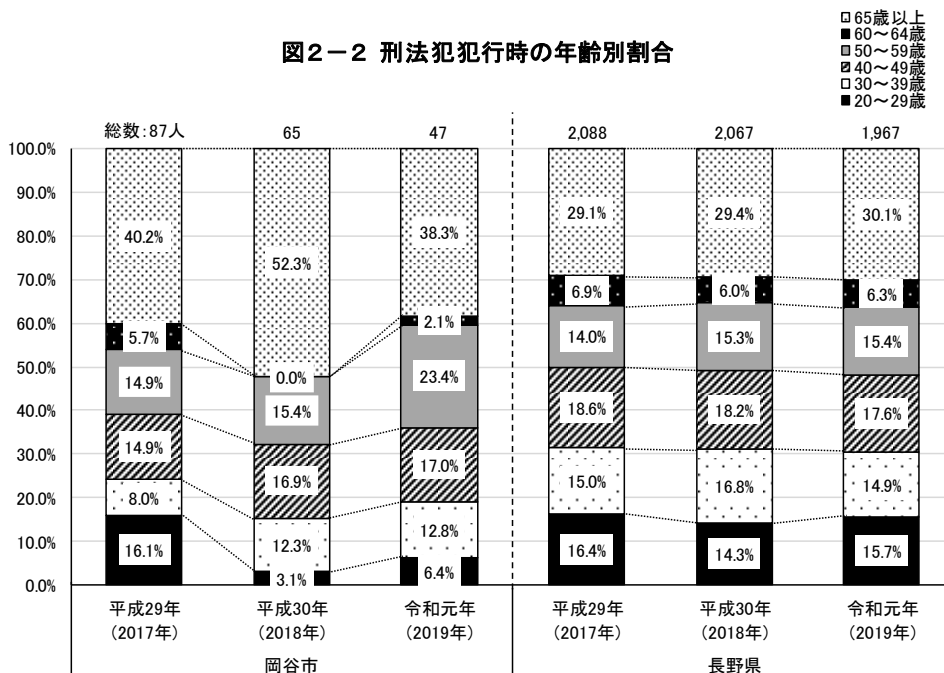
図2-2 刑法犯犯行時の年齢別割合



資料:法務省矯正局提供データを基に岡谷市作成

また、本市の検挙人員数のうち65歳以上の割合は、年ごとにばらつきはあるものの、3か年の平均で43.6%となっており、長野県の3か年平均の29.5%を上回り、高齢者の検挙人員の割合が多いことがうかがえます。

図2-2 刑法犯犯行時の年齢別割合

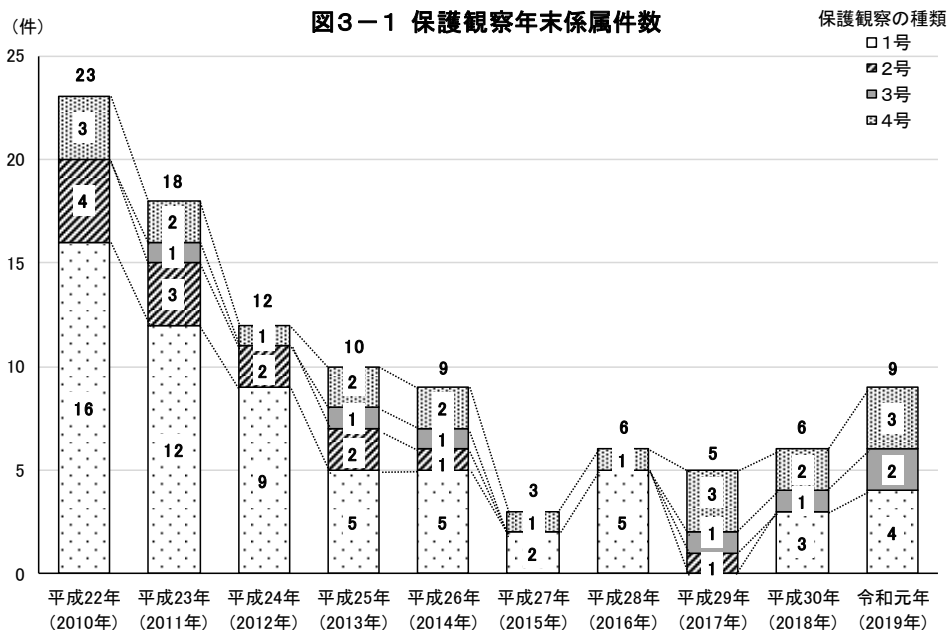


資料: 法務省矯正局提供データを基に岡谷市作成

(3) 保護観察・生活環境調整の状況

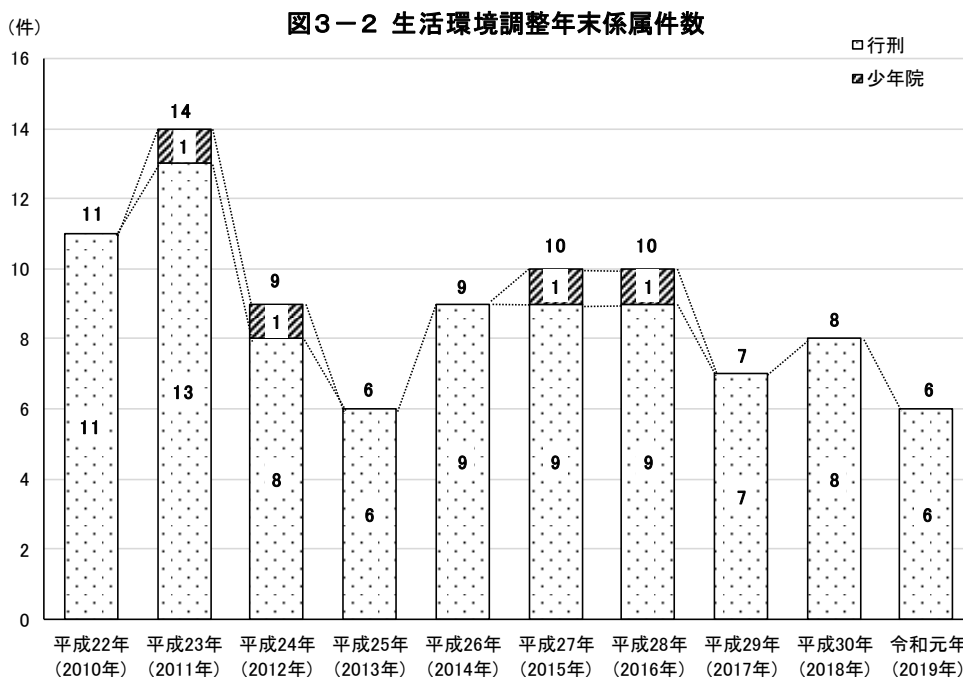
保護観察とは、法務大臣からの委嘱を受けて地域で活動する保護司が、犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行い、更生を図るための遵守事項を守るよう指導するとともに、生活上の助言や手助け等を行うものです。本市における保護観察の取扱い件数は、10年前と比較し減少していますが、保護観察対象者等の抱える問題が多様化しており、処遇の難しい事例がふえています。

図3-1 保護観察年末係属件数



資料: 長野県保護観察所提供データを基に岡谷市作成

また、生活環境調整は、刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰をめざすものです。本市における生活環境調整の取扱件数は、保護観察の取扱件数同様10年前と比較し、全体として減少傾向にあります。



資料:長野県保護観察所提供データを基に岡谷市作成

保護観察の種類

- 1号: 家庭裁判所において決定される、保護処分^{*}としての保護観察
(いわゆる1号観察、少年法第24条第1項)
- 2号: 少年院を仮退院した後、収容期間の満了日まで、または本退院までの期間受ける保護観察 (いわゆる2号観察、同法第42条)
- 3号: 刑務所などの刑事施設を仮釈放中に受ける保護観察
(いわゆる3号観察、同法第40条)
- 4号: 保護観察付きの刑執行猶予判決を受けた者が、執行猶予期間中に受ける保護観察
(いわゆる4号観察、刑法第25条の2第1項)

^{*}保護処分とは、家庭裁判所に送致された少年を更生させるために行われる少年法上の処分のこと。保護観察、少年院送致、児童自立支援施設等送致の3種類がある。

行刑

自由刑^{*}を執行する過程のことをいい、今日では、一般に矯正と呼ばれている。行刑は受刑者を改善し社会に復帰させることを目的としている。

^{*}自由刑とは、受刑者の自由を剥奪し、拘禁施設内に強制的に収容することを内容とする刑罰のこと。現行刑法上、懲役、禁錮、拘留の3種類がある。

2. 取り組み方針

国は再犯防止推進計画の中で、「犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者がめざすべき方向・視点を示すもの」として、基本方針を設定しています。また、同計画で整理した国としての重点課題を参考に、市町村における地方計画の策定にあたって盛り込むべき課題の具体例を示しています。

本市では、長野県が策定した「長野県再犯防止推進計画」を踏まえ、さらには「第4次岡谷市地域福祉計画」における基本理念である『みんなが結びつき 支えあいが重なる 共生のまちをめざして』を共通の指針とし、次のとおり重点的に実施する取り組みを定め、施策を推進します。

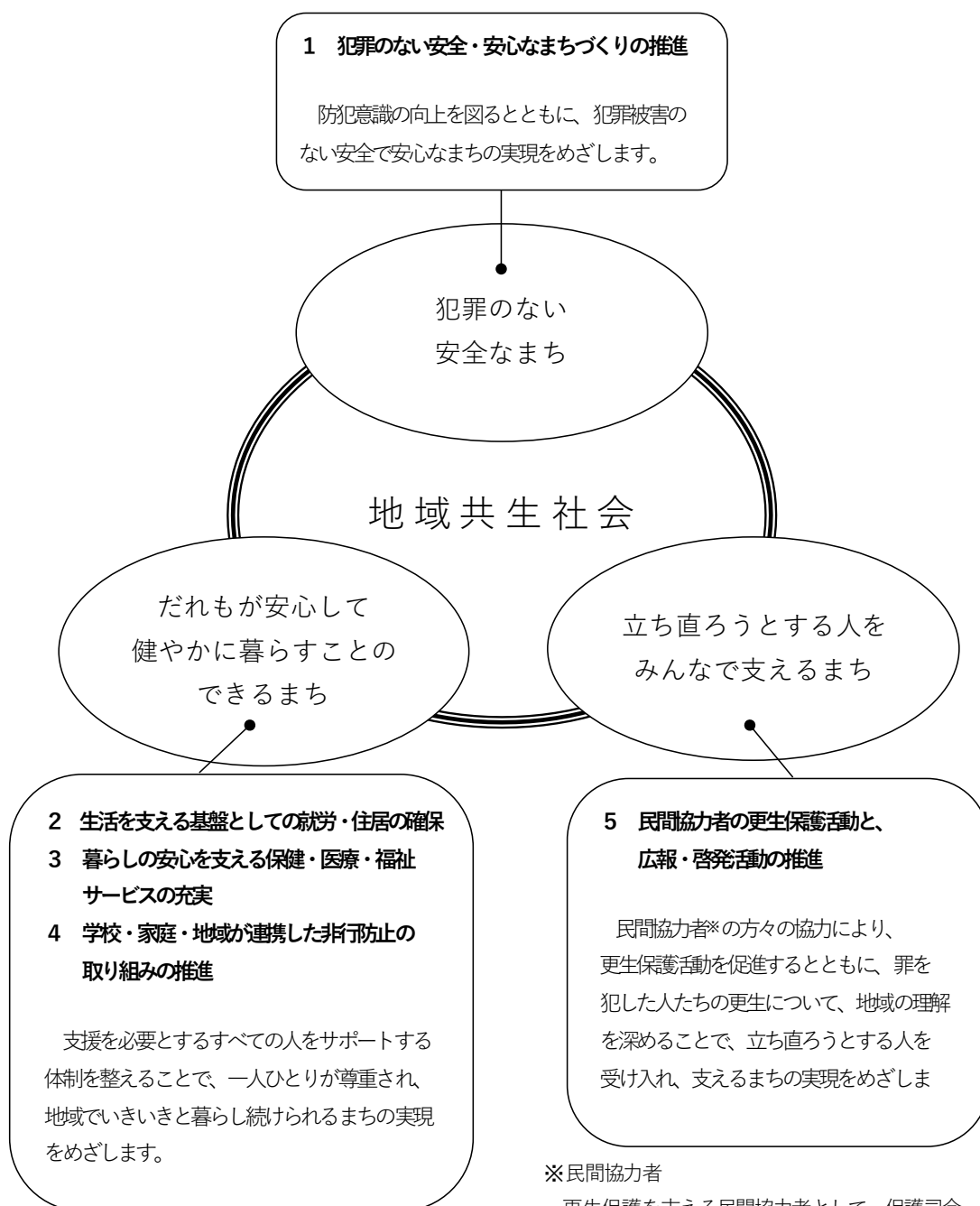
【 国の再犯防止推進計画における基本方針 】

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証および調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものでないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

～ 岡谷市における重点的な取り組み ～

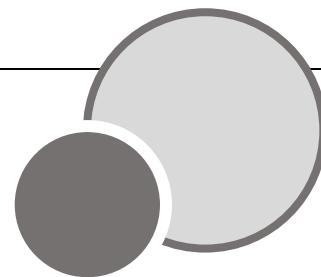
- 1 犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進
- 2 生活を支える基盤としての就労・住居の確保
- 3 暮らしの安心を支える保健・医療・福祉サービスの充実
- 4 学校・家庭・地域が連携した非行防止の取り組みの推進
- 5 民間協力者の更生保護活動と、広報・啓発活動の推進

『みんなが結びつき 支えあいが重なる 共生のまちをめざして』



※民間協力者

更生保護を支える民間協力者として、保護司会、更生保護女性会、協力雇用主会、BBS会、更生保護施設をはじめとした方々が、犯罪予防等の更生保護活動に従事しています。



1. 犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進

○現状と課題

再犯防止を推進するにあたっては、まず犯罪のない安全で安心して暮らすことのできるまちづくりが基本となります。昨今は、障がい者や高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法が、巧妙に手口を変えながら繰り返されています。

犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが高い防犯意識を持ち、防犯に関する知識を身につけ、みずから防犯対策を実践するとともに、地域ぐるみでの取り組みを一層充実させる必要があります。

○施策の方向

(1) 安全・安心なまちづくりの実現に向けた取り組み

だれもが住み慣れた地域で、安全で安心な生活が送れるよう、地域ぐるみの見守り活動などによる防犯対策の推進を図るとともに、防犯灯の設置など防犯環境の整備に努めます。

消費者被害防止のため、国や県などの関係機関と連携を図りながら、本市の消費生活相談員による消費生活センターの相談体制の充実を図り、市民からの相談に対し、早期対応、早期解決に努めます。

(2) 防犯意識の向上

警察署や岡谷市防犯協会連合会、“社会を明るくする運動”岡谷市推進委員会などの関係機関等と連携を図り、市ホームページや広報おかや、メール配信@おかやなどの活用と街頭啓発などにより、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。

2. 生活を支える基盤としての就労・住居の確保

○現状と課題

平成29（2017）年に刑務所へ再び入所した人のうち約7割が、再犯時に無職であったことから、安定した就労に結びついていないことが再犯リスクを高めているとの分析があります。また、再犯に至った人の中には、出所後に親族のもとへ帰れない、適当な帰住先が確保できないといった例も少なくありません。

一人ひとりの状況に応じた就労支援や、安心できる居場所としての住環境の確保は、犯罪をした人の立ち直りを支える基盤であり、その整備が重要となります。特に新型コロナウイルス感染症により、市民生活や地域経済は極めて深刻な影響を受けていることから、より一層きめ細やかな支援が必要です。

○施策の方向

（1）就労に向けた相談・支援等の充実

生活や就労に関する困りごとに対し、生活就労支援センター「まいさぼ岡谷市」を主な窓口として、相談支援員や就労支援員が相談に応じ、県やハローワークなど関係機関等と連携を図りながら、相談者の状況に応じた包括的な支援を行います。

また、本市の更生保護活動に従事する保護司会や岡谷地区更生保護協力雇用主会、または保護観察官等の専門家と連携して就労支援に努め、自立の援助を図ります。

（2）地域で安心して暮らせる住居の確保

住まいの確保は、地域社会において安定した生活を送るための第一歩であり、再犯防止のうえでも重要な要素となります。適切な住居を得ることが困難な方について、住居に関する情報の収集や確保に向けた相談支援を行います。

また、必要に応じて、市が実施する生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金等や岡谷市社会福祉協議会による貸付制度を活用し、安定した住まいの確保により自立への取り組みを進めます。

3. 暮らしの安心を支える保健・医療・福祉サービスの充実

○現状と課題

『令和元年版 犯罪白書』によると、刑法犯検挙人員に占める65歳以上の高齢者の割合が年々上昇し、出所後2年以内に再入所する人の割合も、他の年齢層に比べて高いことが指摘されています。また、障がいや疾病があることやこれまでの生活環境、自身の特性などから、自立した生活を送ることが困難な場合も少なくありません。

それぞれの状況や特性に応じ、早期に必要な支援に結びつけることで、犯罪を未然に防ぎ、地域の中で安心して暮らせるよう各種サービスの充実と、適切な提供に努める必要があります。

○施策の方向

(1) 保健・医療・福祉サービスの提供による支援

更生し、地域で自立した生活を送ろうとする方のさまざまな課題に対応するため、早期から切れ目のない相談支援に努めます。

また、すべての市民が地域で孤立することなく、安心して暮らすことができるよう、それぞれの状況を踏まえた保健、医療、福祉等のサービスの提供につなげるとともに、各種サービスについてさらなる充実を図ります。

(2) 医療機関をはじめとする専門機関との連携強化

薬物依存や精神障がい、認知症などの例では、専門的な医療機関や保健所、地域のサービス事業所等との連携が不可欠となります。このため、これらの支援者が相互に緊密な協力のもと、一人ひとりに応じたチーム支援に取り組むよう努めます。

4. 学校・家庭・地域が連携した非行防止の取り組みの推進

○現状と課題

以前に比べ、児童生徒の非行は減少しているものの、インターネット環境やスマートフォンの普及により、大人の知らないところで子どもたちがネット上での誹謗・中傷に巻き込まれたり、大きな犯罪にかかわったりする危険性が高まっています。

こうした状況下にあって、子どもたちの健全な成長を見守り、支えるために、学校、家庭、地域が連携し、取り組みを推進することが求められています。

○施策の方向

(1) 学校と連携した取り組みの推進

学校、地域、家庭が連携を図り、情報機器端末の適切な利用や情報モラルに関する学習会、また、薬物依存に関する教育などを実施し、子どもたちが危険な目に遭うことなく安全・安心に生活できるよう取り組みを進めます。

また、岡谷市教育委員会の協力を得ながら、“社会を明るくする運動”岡谷市推進委員会が実施する“社会を明るくする運動”作文コンテストや、人権擁護委員協議会岡谷地区が小中学生を対象に実施する「人権の花運動」、「人権作文コンテスト」などの取り組みを通じて、人権意識の醸成を図り、明るく健やかな情操をはぐくみます。

(2) 地域で支える健全育成の推進

未来を担う子どもや若者の健全な成長を地域ぐるみで支援するため、同じ思いを持つ親同士や地域のさまざまな人々が交流できる場の充実を図り、子育てを地域全体で支援する土壌づくりに努めます。

“社会を明るくする運動”岡谷市推進委員会が実施する「青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）」や、「子ども・若者育成支援強調月間（11月）」にあわせ、街頭啓発を行います。

また、岡谷市少年愛護協議会や岡谷市少年警察ボランティア協会などによる夜間等におけるパトロール活動を支援し、青少年の非行防止活動の充実を図ります。

そのほか、岡谷市青少年問題協議会により、青少年の指導、育成、保護および矯正に関する総合的施策の実施について審議するほか、家庭や学校、地域の団体と連携し、青少年が自主的、主体的に地域活動に参加できるよう、多様な体験活動の機会を提供し、青少年の健全育成を推進します。

5. 民間協力者の更生保護活動と、広報・啓発活動の推進

○現状と課題

再犯防止の取り組みは、地域において犯罪をした人などの立ち直りを支える保護司、更生保護女性会のほか、多くの民間ボランティアの協力により成り立っています。

一方で、“社会を明るくする運動”を継続的に推進し、犯罪や非行、再犯の防止に取り組んでいますが、一般の市民にとっては身近な問題として関心を得にくいことが課題となっています。民間協力者による支援は重要ですが、刑期を終えて社会に復帰する際には保護観察処分とならない場合もあり、更生しようとする方などが孤立することなく社会を構成する一員として社会復帰するためには、本人の努力だけでなく、地域住民の理解や協力が必要です。

○施策の方向

(1) 民間協力者の更生保護活動に対する支援

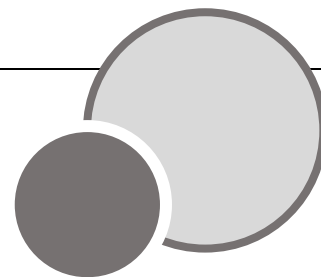
更生保護活動に従事する民間協力者は、それぞれが犯罪の予防と犯罪をした人の立ち直りを支える活動を活発に行うとともに、犯罪のない明るい地域社会づくりの観点から、青少年の非行防止や子育て支援などの役割も担っています。こうした協力者との連携を深め、さらなる活動の充実を図ります。

また、更生保護活動の一層の充実強化を図るため、地域における活動拠点である岡谷市更生保護サポートセンターの運営を支援します。

(2) 再犯防止や更生保護に関する普及啓発

“社会を明るくする運動”の活動を推進し、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築くことをめざします。

また、毎年7月の再犯防止啓発月間を中心に、広報や啓発活動を積極的に実施し、再犯防止や更生保護に関し、地域住民の理解促進に努めます。



1. 庁内推進体制の整備

再犯防止に係る施策は、その人の生活を支えるため、就労や住居、保健、医療、福祉など多くの分野にわたっています。市民の抱える課題を総合的に捉え、適切に支援につなぐことができるよう、より一層、関係部課間の連絡調整や連携強化を図るとともに、庁内のさまざまな事業に再犯防止の視点を反映させながら、安全で安心なまちづくりを推進します。

また、国や長野県の動向を注視し、社会や経済情勢の変化等に的確かつ柔軟に対応しながら、本計画を着実に推進します。

2. 関係機関・団体等との協働による推進

保護観察所や矯正施設等などの刑事司法関係機関と連携を図りながら、保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会、BBS会など更生保護にかかわる団体の理解と協力を得て、再犯防止の取り組みを進めます。

また、社会福祉協議会をはじめ、保健、医療、福祉に関係するさまざまな主体との連携を強化し、協働のもとで犯罪や非行が繰り返されることを防ぎ、だれもが安全に安心して暮らせる地域共生のまちづくりをめざして、計画を推進します。

3. 計画の点検・評価

本計画に基づき、各種施策を計画的に推進するとともに、行政評価システムなどを活用し、施策ごとに計画の点検・評価を行います。

また、市民の代表や保健、福祉、医療などの関係者で構成された「岡谷市地域福祉支援会議」において、計画の進捗状況や事業成果などについて検証し、計画推進へ反映させるほか、必要に応じた本計画の適正な見直しを実施します。

“社会を明るくする運動” 岡谷市推進委員会

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築いていこうとする全国的な運動です。

本市では昭和 52（1977）年に“社会を明るくする運動”岡谷市実行委員会が発足し、平成 6（1994）年からは、“社会を明るくする運動”岡谷市推進委員会に名称を変えて、現在まで活発に取り組みを実施しています。

《活動内容》

➤ 愛の募金運動

市内全世帯を対象に募金活動を行い、集めた募金は、岡谷市推進委員会の事業経費とするほか、各区や各種団体等に補助金を交付し活動支援を行うなど、犯罪や非行のない明るい社会づくりのために活用しています。

➤ 乳幼児子育て支援活動

親と子どもがともに健やかに成長するため、地域における「子育て土壌づくり」をめざして支援の取り組みを行っています。

➤ 「心配ごと相談所」の開設

家庭や仕事の心配ごとから裁判などに関する手続きなど、あらゆる心配ごとの相談に応じています。

➤ 愛のパトロール活動

各区や各種団体により、市民の安全・安心のため、市内のパトロールを行っています。

➤ 青少年健全育成活動

「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や「子ども・若者育成支援強調月間」にあわせ、街頭啓発を行うとともに、青少年健全育成に関する行事等に積極的に参加・協力を行っています。

➤ 矯正施設等の視察研修

矯正施設等を訪問し、更生保護等の見識を深め、自己研鑽に努めています。

➤ 公開ケース研究会

市内の各種団体に呼びかけ、地域や学校などにおける身近な問題や青少年の保護観察ケース等の事例を用いて、研究や討議を行っています。

➤ “社会を明るくする運動” 作文コンテスト

岡谷市教育委員会の協力を得て、市内小中学生を対象に、家庭生活、学校生活の中で犯罪や非行などに関して、日ごろ考えていることや体験したことを題材とし、“社会を明るくする運動”に関連する内容をテーマに作文コンテストを開催し、犯罪のない明るい社会を築くための意識の高揚を図っています。

岡谷地区保護司会

岡谷地区保護司会は、更生保護関係団体と連携を密にし、犯罪や非行をした人が地域社会の中で立ち直りが可能となる社会をめざし活動を展開しています。

組織的な活動を強化し、年間を通じ保護司相互による処遇会議や情報交換を適切に重ね、保護観察対象者の抱える問題が複雑化・多様化している状態を認識するとともに、岡谷市更生保護サポートセンターの機能充実やセンターを活用した保護司活動の促進および基盤整備や社会を明るくする運動の関連事業への協力、薬物乱用防止の推進、各種研修の実施など、長野保護観察所をはじめ、市や関係機関とともに事業を推進しています。

岡谷市更生保護女性会

更生保護女性会は、女性の立場から、地域の犯罪や非行に陥った人たちの更生に協力し、犯罪や非行のない明るい地域社会を実現しようとする女性のボランティア団体です。

岡谷市更生保護女性会では、過ちに陥った人たちの立ち直り支援の心をもって、犯罪や非行防止のための啓発活動や社会を明るくする運動への参加と協力をするとともに、障がい者施設、更生保護施設、刑務所、少年院などを訪問し、物心両面の支援活動を行っています。また、犯罪防止を大きな目的として、市内全地区で開催されている子育て支援事業「乳幼児親子ふれあいの集い」に、それぞれの地域特性にあわせ運営や支援を行っています。保護司会、更生保護協力雇用主会、BBS会などと連携し、研鑽に努めています。

岡谷地区更生保護協力雇用主会

岡谷地区更生保護協力雇用主会は、バブル経済の崩壊により、平成10（1998）年前後の雇用困難な時代に、保護司会による雇用主会設立への機運が一気に高まったことから、県下に先駆けての更生保護協力雇用主会設立に向けての取り組みが具体化し、平成13（2001）年に発足しました。

岡谷市内に事業所を有する事業主等により組織され、更生保護事業の協力と更生保護の充実を図り、地域社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

主な事業としては、関係機関、団体と連携し犯罪予防活動に努めるとともに、保護観察対象者に職業を提供し、かつ保護観察官または保護司等と連携して対象者の更生に協力しています。

岡谷BBS会

岡谷BBS*会（*Big Brothers and Sisters Movementの略）は、昭和27（1952）年に発足し、会員相互の友情と信頼との強い結びつきにより、広く青少年の育成を図り、地域社会の健全化に努めることを目的として、岡谷地区保護司会やその他の関係機関等と協力して活動しています。

保護観察少年・少女に兄や姉のような立場で、よき相談相手として、彼らの成長や悩みの解消を手助けする「ともだち活動」や、青少年に非行を起こさせない社会環境づくりのため「非行防止活動」を行っています。

昨今の犯罪数の減少により、ともだち活動の対象者が減少傾向にあることから、社会貢献活動や児童養護施設等での子どもとの交流、更生保護団体との連携などに努めています。

岡谷市更生保護サポートセンター

岡谷市更生保護サポートセンターは、平成 20（2008）年度から法務省保護局の事業として全国に設置されはじめ、翌平成 21（2009）年度に長野保護観察所の推薦により、長野県で唯一「岡谷地区保護司会」が指定を受け、県下に先駆けて岡谷市更生保護サポートセンターが、おかや総合福祉センター「諏訪湖ハイツ」内に設置されました。

保護司をはじめとする更生保護関係団体と地域における関係機関および地域住民が連携を強め、更生保護活動の一層の充実強化を図るための活動拠点です。

保護司活動や保護司会運営の支援や関係機関、更生保護団体等との連絡、調整、犯罪や非行予防活動の推進、更生保護に関する情報の提供などの業務が行われています。

岡谷市再犯防止推進計画

■発行日／2021年3月

■発行／岡谷市

■編集／岡谷市健康福祉部社会福祉課
